

閉店時に必要な手続き・許可一覧

閉店時に必要な手続き・許可証	届け先	提出期間	様式一覧
廃業届	営業所を所管する保健所	廃業日から10日以内	都道府県ごと
飲食店営業許可書(返納)	営業所を所管する保健所	廃業日から10日以内	—
防火管理者選任(解任)届出書	管轄消防署又は消防出張所	速やかに	市区町村ごと
廃止届出書(深夜酒類提供飲食店営業開始届出書)	管轄警察署	廃業日から10日以内	統一
風俗営業許可証(返納)・返納理由書	管轄警察署	廃業日から10日以内	統一
個人事業の開廃業届書(廃業届)	納税地を所轄する税務所	廃業日から1ヶ月以内	統一
個人事業の開業・廃業等届出書	納税地を所轄する税務署長	廃業日から1ヶ月以内	統一
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	納税地を所轄する税務署長	廃業日から1ヶ月以内	統一
所得税の青色申告の取りやめ届出書	納税地を所轄する税務署長	翌年の3月15日	統一
事業廃止届出書	納税地を所轄する税務署長	速やかに	統一
雇用保険適用事業所廃止届	公共職業安定所(ハローワーク)	廃業日から5日以内	統一
雇用保険被保険者資格喪失届	公共職業安定所(ハローワーク)	廃業日から10日以内	統一
雇用保険被保険者離職証明書	公共職業安定所(ハローワーク)	廃業日から10日以内	統一
雇用保険適用事業所廃止届の事業主控	日本年金機構(年金事務所)	廃業日から5日以内	統一
健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届	日本年金機構(年金事務所)	廃業日から5日以内	統一
労働保険確定保険料申告書	所在地を管轄する労働基準監督署	事業の廃止又は終了の日から50日以内	統一

※法改正により、必要な届け出や書類、提出先が変更する可能性もあります。